

令和7年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和7年2月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
4番	淀川 洋一 君	5番	猪原 真滋 君
6番	中村 三千人 君	7番	野中 幸廣 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3名）

3番	金棒 康二 君	8番	平岡 敬則 君
13番	山並 彰一郎 君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
参事	内田 富隆	書記	宮川 楓大
書記	池上 翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第9号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第11号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第12号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第13号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第14号	非農地判断について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 15時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和7年天草市農業委員会第2回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。令和6年度の総会も残り2回となりました。最近では異常気象により野菜や米、みかん等の作物が高騰しております。温州ミカンでは1kgあたり500円、米もスーパーで購入するとなると5kgで4,000円程度の高値が出ております。その影響か本日の利用権設定の件数が増えております。おそらく米の値段が高騰したので米を作付けして自給したい農家が増えたのではないかと思います。私達は優良農地を後世に残すために活動しておりますので、委員の皆さまにおかれましては、各々の地域で今ある農地の保全及び有効利用の増進に努めていただければ幸いです。本日は3条が8件、4条が2件、5条が6件、利用権設定が61件、非農地が7件の合計84件の案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。

○事務局（上原和之君） 本日は、3番の金棒委員、8番の平岡委員、13番の山並委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、2番山下委員、4番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑1,045㎡を親子間の贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地の内の1つは防草シートが被せてありましたが、外すとすぐにでも耕作できる状態でした。親子間の贈与とのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑1,628㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。先日、山田推進委員と現地確認を行いました。譲受人は、申請地周辺地区でもトップクラスの〇〇農家でございます。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田2,237㎡を親子間の贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。2月19日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで親子間贈与でございます。譲受人は農業法人の役員で、普段から農業を頑張っておられますので何ら問題ないと思っております。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑733㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、申請地の中に一部建物がありますが、農業用の倉庫として利用されていることを確認しております。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。2月22日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田3,577㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。2月22日に原田推進委員と現地確認を行いました。この案件は〇〇委員が譲受人となっております。申請地周辺の農地で以前から作付けされてお

りましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 6番について説明します。五和町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、五和町の田5,010㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草と飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月22日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。譲受人は畜産をされており、飼料用の作物を栽培するために申請地を購入されたとのことでした。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の3ページと4ページをご覧ください。7番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田と畑18,760㎡を親子間の贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で8枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7

枚目です。8枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で13枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。9枚目です。10枚目です。11枚目です。12枚目です。13枚目です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月22日に小松山推進委員と現地確認を行いました。譲受人は5年程前に仕事を辞めて農業を始められており、今回、親子間での贈与で農地を取得されるということです。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8番について説明します。佐伊津町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑748㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月22日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりでございます。草刈り等の管理もしっかりしてありましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（本田実君） 日程第3、議第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、河浦町の畑469㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、この農地については、令和6年5月に3条許可で取得されたものですが、その際同時に取得された〇〇の住宅が土砂災害特別警戒区域に入っていたため、老朽化していた家屋の建て替え工事ができず、やむをえず申請地に住宅を新築するものであります。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。先日、現地確認を行いました。事務局の説明どおりでございます。申請者は元々県外の方で、天草で移住先を探しており、今回の場所を見つけられたそうです。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑662㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、杉400本を植林し、管理しています。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該

当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月22日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

既に植林してありまして、始末書が提出されております。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第4、議第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は楠浦町の〇〇団体で、楠浦町の畑163.85㎡を贈与により取得し、休憩所及び駐車スペースに転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇の来訪者の休憩所及び駐車スペースが不足しているため、ベンチ1基、駐車場4台として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日浦上推進委員と現地確認に行ってきました。

〇〇は県指定建造物として認められてありまして、申請地は来訪者が〇〇を座って見ることができるように造成し、ベンチを設置したとのこと。以前は草が生えて荒れていましたので、景観を保全するためにもきれいにされたことは良いことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は川原町の個人で、山の手町の畑389㎡を売買により取得し、墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、墓地用地としての需要が見込まれるため、墓地10基、駐車場3台、通路として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、始末書も出ておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は熊本市の個人外3名で、丸尾町の畑10㎡を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、実家の宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場1台、庭として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 7 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、有明町の田 1,184 m<sup>2</sup>に地上権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して、自社消費用の電力を得たいため、太陽光パネル 159 枚を設置し利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。2 月 22 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、有明町の田 1,478 m<sup>2</sup>に地上権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して、自社消費用

の電力を得たいため、太陽光パネル 159 枚を設置し利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。2 月 22 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、栖本町の田 1,351 m<sup>2</sup>に地上権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して、自社消費用の電力を得たいため、太陽光パネル 214 枚を設置し利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。2 月 21 日に現地確認を行いました。申請地は 2 年前まで耕作されていましたが、現在は休耕地となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 11 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の8ページから15ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が5件、再設定が8件、合計14件で、筆数27筆、総面積が63,109㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の11ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第12号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の16ページから48ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が36件、再設定が0件、更新の計画が9件、再配分の計画が1件、利用権移転の計画が1件、合計47件で、筆数249筆、総面積が343,715.72㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の12ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第13号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 非農地証明書交付申請件数は、牛深地域が1件、本渡地域が1件、

有明地域が1件、倉岳地域が1件、天草地域が1件、御所浦地域が1件、五和地域が1件の計7件です。筆数は全体10筆、面積は3,798㎡となっております。資料③の13ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の49ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から4番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が7番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番と9番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

- 議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 7番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 8番と9番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 10番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 
- 議長（本田実君） 日程第8、議第14号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（池上翔君） 議第14号、非農地判断についてご説明致します。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、天草町大江の農地216筆、面積が138,754㎡でございます。これらの農地は、去る令和7年1月15日に農業委員の川口委員と最適化推進委員の松本委員、事務局職員の植村、池上の計4名で現地確認を行い、山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である、周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地であることを確認致しております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう

要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の61ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、畑を形状変更して利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届は1件、農道として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和7年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

閉 会 15時50分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 木 田 実

署名委員 山下和弘

署名委員 淀川洋一